特別養護老人ホーム ふたみ苑　ご利用料金表（全室個室）

令和８年８月１日現在

◎ 基本ご利用料金

	基本①	居住費②	食費③	１日あたり ①+②+③	１日あたり ①+②+③	１日あたり ①+②+③	１日あたり ①+②+③	１日あたり ①+②+③	１日あたり ①×２+②+③	１日あたり ①×３+②+③
				30日あたり	30日あたり	30日あたり	30日あたり	30日あたり	30日あたり	30日あたり
				第１段階	第２段階	第３段階①	第３段階②	第４段階	２割負担	３割負担
要介護１	670円	第１段階 880円 / 300円		1,850円	1,940円	2,720円	3,560円	4,436円	5,106円	5,776円
				55,500円	58,200円	81,600円	106,800円	133,080円	153,180円	173,280円
要介護２	740円	第２段階 880円 / 390円		1,920円	2,010円	2,790円	3,630円	4,506円	5,246円	5,986円
				57,600円	60,300円	83,700円	108,900円	135,180円	157,380円	179,580円
要介護３	815円	第３段階① 1,370円 / 680円		1,995円	2,085円	2,865円	3,705円	4,581円	5,396円	6,211円
				59,850円	62,550円	85,950円	111,150円	137,430円	161,880円	186,330円
要介護４	886円	第３段階② 1,470円 / 1,420円		2,066円	2,156円	2,936円	3,776円	4,652円	5,538円	6,424円
				61,980円	64,680円	88,080円	113,280円	139,560円	166,140円	192,720円
要介護５	955円	第４段階 2,066円 / 1,700円		2,135円	2,225円	3,005円	3,845円	4,721円	5,676円	6,631円
				64,050円	66,750円	90,150円	115,350円	141,630円	170,280円	198,930円

※ 食費・居住費のご利用者負担については、以下の基準で減額の制度があります

区分（段階）	対　象　者
第１段階	生活保護を受給されている方 本人及び世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給されている方
第２段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額（遺族年金・障害年金）の合計が 80.9 万円以下の方
第３段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額（遺族年金・障害年金）の合計が 80.9 万円を超え 120 万円以下の方
第３段階②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額（遺族年金・障害年金）の合計が 120 万円超の方
第４段階	第１・２・３段階①②のいずれにも該当しない人

※　次のいずれかに該当する場合は、軽減を受けられません。詳しくは、お住いの市役所・役場へお問い合わせください

1　住民票上の世帯が異なる（世帯分離している）場合であっても、配偶者が市民税課税されている場合

2　預貯金などが、第１段階：単身で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円を超える場合、第２段階：単身で 650 万円、夫婦で 1,650 万円を超える場合、第３段階①：単身で 550 万円、夫婦で 1,550 万円を超える場合、第３段階②：単身で 500 万円、夫婦で 1,500 万円を超える場合

◎ 入院・外泊期間中の居住費について

入院・外泊期間中も居住費が原則的に発生いたします。（１日あたり　２，０６６円）
但し「介護保険負担限度額認定証」をお持ちのご利用者様は入院・外泊開始日と終了日を除く６日間、月をまたがる 12 日間を限度として認定証の記載金額となります。

◎ 社会福祉法人等利用者負担額軽減について

市民税非課税世帯等、生計が困難な方の負担を軽減するため、介護サービスを提供する社会福祉法人等による軽減制度があります。
『社会福祉法人等利用者負担軽減確認証』をお持ちの方は、証記載の割合を軽減いたします。

◎ 加算項目及びご利用者負担額（１日あたり）

項　目	概　要　（条　件）		１割負担	２割負担	３割負担
初期加算	入居日から 30 日間、又は 30 日を超える入院後再入所した場合 30 日間加算する。		30円	60円	90円
安全対策体制加算	組織的に安全対策を実施する体制を整備した場合加算する。（初回のみ）		20円	40円	60円
栄養マネジメント強化加算	入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の有効な実施のために必要な情報を活用する。		11円	22円	33円
看護体制加算（Ⅰ）	常勤の看護師を１人以上配置する。		4円	8円	12円
看護体制加算（Ⅱ）	①看護職員を入居者 25 人又は端数を増すごとに１人以上配置 ②最低基準を１人以上、上回って看護職員を配置 ③当該施設看護職員により、24 時間の連絡体制を確保している 以上全ての要件に該当している場合加算する。		8円	16円	24円
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	夜勤職員を基準より１人以上、上回って配置する。		18円	36円	54円
療養食加算	糖尿病食・腎臓病食など療養食を提供する。欠食の場合は算定しない。		6円/回	12円/回	18円/回
日常生活継続支援加算（Ⅱ）	新規入居者の 70%以上が要介護４以上 介護福祉士を入居者 6 人に対して 1 人以上の割合で配置する。		46円	92円	138円
若年性認知症入所者受入加算	65 歳未満の認知症の方を受け入れた場合加算		120円	240円	360円
入院・外泊時の費用	病院等への入院、自宅へ外泊した場合、 月６日を限度として、基本料金に代えて算定する。		246円	492円	738円
生産性向上推進体制加算Ⅱ	介護現場の ICT・ロボットの活用や業務効率化の取り組みをおこなう。		10円(月)	20円(月)	30円(月)
科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）に加えて疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出する。		50円(月)	100円(月)	150円(月)
看取り介護加算	看取り介護計画に従い介護を行った場合	死亡日以前 31 日～45 日	72円	144円	216円
		死亡日以前４日～30 日	144円	288円	432円
		死亡日の前日・前々日	680円	1,360円	2,040円
		死亡日	1,280円	2,560円	3,840円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）	（基本料金＋加算料金）×17.6% （Ａ）			Ａ×2×17.6%	Ａ×3×17.6%

＊その他の取り扱いについては介護保険給付の扱いに応じた金額となります。

◎ 介護保険対象外のご利用者負担額（１日あたり）

※ ご希望の方のみ

項　目	内　容	
日用品セット	歯ブラシ、歯磨き粉、スポンジブラシ、舌ブラシ、入れ歯洗浄剤、ティッシュ、ハンドソープ、化粧水、乳液、ベビーオイル、入浴剤、カミソリ、シェービングフォーム	190円
飲み物セット	コーヒー、紅茶、緑茶、ジュース、ミルクココアなど	100円/回
理美容代	訪問理美容サービスを希望される方	実費

＊　医療費（薬代含む）・趣味的活動に係る費用等は実費となります。